

試験時間 90分

注意事項 1 解答用紙に受験番号と氏名の記入を忘れないこと。

2 問題用紙、下書用紙は解答用紙とともに机上において退出すること。持ち帰ってはいけない。

次の文章を読んで、問いに答えなさい。

日本語で同じ「障害」と表現されることも、*impairment*、*disability*、*handicap*の三つに区分し、それらの違いをキチンと把握することが必要でしょう。

この三つの区分自体は、1981年から始まった国際障害者年の10年を契機に、それ以前のWHOやOECDなどでの障がい概念の規定を踏まえて、明確になってきたのですが、そこには、障がい問題に関して、日本語あるいは日本文化の貧弱さにたいして、英語などの外国語のほうがまだ、豊かであることが反映しているかもしれません。

「*impairment*とは、たとえば四肢の欠損、遺伝子や染色体の異常、筋肉の弛緩の不具合等々といった、いわば生理学的・生物学的「異常」のみを指します。」

他方、「*disability*」は、この損傷を原因とする単純な因果関係で決まるものではなく、生きる能力から理知的能力に至るまで、損傷と周囲の人間や道具・社会的生産物やケアの態勢等々の相互作用、あるいは関係自体によって決まるものです。

① 三つ目の不利*handicap*は、必ず諸環境を含めた社会がもたらすもので、つまり、諸環境の在り方(社会)次第でいっさい生じなくなります。ですから、ことさらに「社会的不利」と訳すべきではなく、単に「不利」と訳し、不利をもたらす諸環境を含む社会を変えるべきものとして把握すべきなのです。だからこの「不利」は「差別」とほぼ同義だと僕は思っています。

中略

そして、述べてきた三つの区分と共に重要なことが、英語等での「障害」者の表現の変化です。酷い言い方である、*blind*や*deaf*を意味する*blind*や*deaf*や精神遅滞者を意味する*mental retard*といった言い方は論外にしても、英語でも障がい者は長らく、*the handicapped*とか*the disabled*などと呼ばれてきました。

しかしこうした呼称だと、障がい者と呼ばれる人の「全体」が障がいに覆われている、といった把握になってしまいます。そう考えると、当然のことですが、障がい者だからといって、その個人すべてが障がいに覆われておらず、いわば健常者と同じ面をたくさん有するの、英語のこの表現でも、こうしたことが忘れられてしまっています。

そこで、やはり国際障害者年と前後して、上記の三区分とこれが意味する障がいの一定程度の厳密な把握と相伴って、障がい者を、「②」*a person with a disability*とする表現が登場してきました。

こうした表現になる、障がい者は、「②」であって、まずは、人*person*であることが前面に出てくるので、そのぶんだけ、いわば健常者の「差」が少なくなり、障がい者を特別視する度合いが減って、共生の姿勢もより強まるように思うのです。

というのも、端的には近代社会は、所有者個人が所有する所有物とこれの交換から成り立つ社会としてまとめられる社会でもありますが、交換される所有物「物」は、交換のさいには、当初の所有者個人とは切り離される、という意味があり、この点が障がいや障がい者の把握ともかわるからです。

それは、能力不全としての障がい自体が、損傷とは異なり、すでに障がい者個人の問題ではなく、損傷と他者を含めた環境との相互関係自体です。だから、当該の障がい者個人から能力不全が切り離される、という話とつながっている、ということです。

③ ①で労働時間や労働過程を考えてください。能力の一部である労働力は労働者から現実には切り離されてはいませんが、労働時間や労働過程、労働の販売という点では、労働力は労働者主体から切り離されたものとして考えられます。だからこそ、労働を販売したり、労働が監督者の指揮命令下に入る、と把握されるのです。このように、労働力についても商品一般の所有と同じく、獲得や販売が考えられます。そうした労働と障がいを所有物として同等視して、一つには、障がい者の人間ないし人格自体を障がいとは切り離して、障がいの有無に関係なく、同じ人間としての把握が進むわけです。

二つには、そのように切り離せる障がいを根拠に、「障がい者を差別することなどおかしい」という考え方を導くことができます。三つには所有物として所有している限りは、たとえば障がい*impairment*にふさわしいケアや教育などを把握することもできるのです。これは、障がいの問題を無視して、「障がい者も健常者と同じ人間だ」というのではなく、障がいをもつ限りは必要になるケアや教育を無視せず、同時に、障がいをもつはいても、人間・人格としては障がい者と健常者とは平等だ、といえることにつながるのです。

中略

こうして、先にも触れたように、能力不全自体をその個人の自然性(損傷などの生理学的・生物学的異常)と諸環境との関係自体として把握することになり、この点を生かして、障がい者の把握を進化させることが可能になるのです。

なぜなら、能力不全が生じるのは、障がい者の損傷によるものというより、この損傷をいわばカバーしきれない社会や環境全般の責任になるからです。

(竹内章郎・藤谷秀著「文」たちの語らい・ダウン症・自閉症の娘との暮らし」生活思想社)

問1 下線部①について、諸環境(社会)の在り方次第で「損傷」が存在しても「能力不全」「不利」が存在しなくなるとはどういうことか、例を挙げて200字以内で説明せよ。

問2 本文の趣旨から考えて「②」に入る *a person with a disability* に相当する日本語を200字以内で入れよ。

問3 本文の内容を踏まえ、医師および医学は3つの「障がい」にどのように対応していくべきかと思うか、あなたの考えを800字以内で述べよ。